屋外広告業登録の手引き

福井市建設部監理課

「屋外広告業」の定義

屋外広告業とは、

広告主から屋外広告物の表示又は屋外広告物の掲出物件(看板の土台等)の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業をいいます。(屋外広告物法第2条)

- ・元請、下請を問わず、広告物の「表示又は設置工事」を請け負う営業は、屋外 広告業に該当します。
- ・次の業者のように「表示又は設置工事」を請け負わないものは、屋外広告業に 該当しません。

看板の製作・印刷のみで、屋外広告物の表示・設置を行わない業者 広告代理業者で広告物のデザイン、企画設計のみ行うもの

登録制度について

福井市は平成 31 年 4 月 1 日より中核市に移行し、福井市屋外広告物条例等を施 行しました。

平成 31 年 4 月以降に福井市の区域内で屋外広告業を営む場合は、福井市への登録が必要です。

なお、福井県に登録している屋外広告業者の方は、福井市にその旨を届け出ることで、福井市に登録があるとみなします。(特例届出制度)

「福井市の区域内で屋外広告業を営む」とは、福井市内に営業所を持たない方が、福井市域で屋外広告物の表示又は掲出物件の設置を請け負う場合(元請・下請問わず)も含まれます。

福井市の区域内で屋外広告業を営む場合

福井市の区域内で屋外広告業を営むには、以下の2つの方法があります。

福井県の登録を受け、福井市に県の登録を受けた旨を届け出る。(特例届出) (P3 参照)

- ・福井県の登録を受けている屋外広告業者の方は、福井市にその旨を届け出ること で福井市の登録を受けたものとみなされます。
- ・福井県の登録を更新した場合、又は特例届出に係る事項に変更があった場合は届 出が必要です。
- ・届出に係る手数料は不要です。
- ・平成31年3月31日までに福井県の登録を受けている屋外広告業者の方に関して、 令和元年9月30日までは特例届出がなくても、届出があったものとみなします。

福井市の登録を受ける(P4参照)

- ・登録の有効期間は5年間です。有効期間終了後に引き続き営業する場合は、登録 の更新が必要です。
- ・手数料は10,000円です。(登録・更新ともに)
- ・福井市の登録は福井市域のみ有効です。

福井市以外の福井県内の市町で屋外広告業を営む場合は、福井県の登録が必要です。

福井市の登録を受けた後に福井県の登録を受けた場合、福井市の登録は無効になり、改めて福井市への特例届出が必要です。

このため、新たに屋外広告業の登録を受けようとする場合、福井市域のみで 営業する場合を除いては、福井県の登録を受け、その後福井市への特例届出を 行ってください。

特例届出

1 特例届出

福井県の登録を受けている方が、福井市内で屋外広告業を営む場合は「**特例屋外** 広告業届出書(様式第 33 号)」に次の書類を添付して提出してください。(郵送可)

なお、届出に係る手数料は不要です。

【特例屋外広告業届出書の添付書類】

- ・福井県屋外広告業登録証の写し(有効期間内のもの)
- ・業務主任者の資格を証する書面の写し

(屋外広告士合格証、講習会修了書等の写し)

届出受理後、「**特例屋外広告業届出済証**(様式第 34 号)」を交付しますので、 大切に保管してください。

2 特例届出事項に変更が生じた場合

福井県の登録を更新した場合、又は特例届出に係る事項について変更があったと きは、「特例屋外広告業届出事項変更届出書(様式第 35 号)」に必要事項を記載 し、必要書類を添付して提出してください。

【変更の届出が必要な事項】

氏名及び住所

(法人の場合は商号又は名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地)

福井市の区域内で営業する営業所の名称及び所在地

福井市の区域内で営業する営業所の業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称 (変更後の業務主任者の資格を証する書面の写しを添付)

福井県の屋外広告業登録の有効期間()

【特例屋外広告業届出事項変更届出書の添付書類】

の場合:業務主任者の資格を証する書面の写し

の場合:登録更新後の福井県の屋外広告業登録証の写し

()福井県の屋外広告業登録を更新した場合、 に該当しますので、「特例屋外広告業 届出事項届出書」の提出が必要です。

登録申請

1 登録の申請手続き

福井市の登録を受けようとする場合、「**屋外広告業登録申請書**(様式第 19号)」に下記の書類を添付して提出してください。(正1部)

登録申請には、10,000円の手数料が必要です。

3220 T HISTORY		10,000 107		175 7	3~ ()			
			F	申請者	断区分			
書类	頁の名	名称	法		個人	備考		
			人		未成年者			
登録申請書(楊	美式第	到号)				登録申請の際、手数料 10,000 円を納付		
誓約書(様式第	₹ 20 ·	号)						
		申請者	-					
m6 177 22		法定代理人						
略歴書			-	-	(1)			
(様式第 21 号)	法人役員				// * * * * * * * * * * * * * * * * * *		
		(役員全員)		-	-	代表者及び役員全員の略歴書が必要。 		
登記事項証明書	<u></u>							
(履歴事項全部	7証明	書)		-	-			
	申請	 青者	-					
₩ ₽₩ • ₽₽	法定	≅代理人						
住民票の写し			-	-	(2)			
	業務主任者							
業務主任者とな	 よる貸	 質格を証する書						
面の写し								

申請者が法人である場合、住民票(写し)の提出は不要(ただし、申請者が未成年で、その法定 代理人が法人である場合を除く)

- 1 ただし、法定代理人が法人の場合はその役員(役員全員)の略歴書を提出
- 2 ただし、法定代理人が法人の場合は登記事項証明書を提出

2 登録の実施、有効期間

登録申請書の提出があった場合、登録の拒否要件に該当する場合を除き、「**屋外** 広告業者登録簿」に登録します。屋外広告業者登録簿は、一般の閲覧に供されます。 登録を実施した場合、登録番号、登録年月日、登録の有効期間を記載した「**屋外** 広告業登録証(様式第23号)」を交付し、通知します。

登録の有効期間は5年間です。

有効期間満了後に引き続き営業する場合は、<u>有効期間が満了する 30 日前までに</u>登録の更新を申請してください。登録更新を受けない場合、有効期間が満了した時点で登録は効力を失い、屋外広告業者登録簿から登録が抹消されます。

なお、更新手続きに必要な書類及び登録手数料は、初回登録時と同じです。

3 登録の拒否

次の事由に該当する場合や、登録申請書及び添付書類の重要事項について虚偽の記載がある場合は登録を受けることができませんのでご注意ください。

- (1)福井市の登録取り消し処分のあった日から、2年を経過しない者
- (2)法人である屋外広告業者が、福井市の登録を取り消された場合において、その 処分のあった日前30日以内にその法人の役員であった者で、その処分のあった 日から2年を経過しない者
- (3)福井市から営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4)屋外広告物法に基づく条例(他の自治体が定める条例を含む。)又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5)未成年者が申請者の場合で、その法定代理人が上記の(1)~(4)のいずれかに該当する者
- (6)法人でその役員のうちに上記の(1)~(4)のいずれかに該当する者がある場合
- (7)営業所ごとに業務主任者を選任していない者

4 登録事項の変更届出

登録を受けた後、登録事項に変更があった場合は、その変更のあった日から30日以内に、「**屋外広告業登録事項変更届出書**(様式第25号)」に変更のあった事項を記載し、変更事項に応じ、必要な書類を添付して提出してください。なお、変更届の手数料は不要です。

亦声のもこれ発名事項	申請者	の区分	/#. 1 /2
変更のあった登録事項	法人の場合	個人の場合	備考
			(1)登録申請者が未成
商号・名称・氏名・住	登記事項証明書	住民票の写し	年者の場合における法定代
所	(1)	(1)	理人に係る の事項に変更
			があった場合も同様
営業所の名称、所在地	 登記事項証明書		商業登記の変更を必要とす
(追加、削除含む)	豆心争块证明音 	-	る場合のみ
			(2)登録申請者が未成
法人の役員の氏名	登記事項証明書(2)		年者の場合における法定代
(追加、削除含む)	誓約書	-	理人に係る の事項に変更
			があった場合も同様
	業務主任者の住民票の	業務主任者の住民票の	
業務主任者の氏名、所	写し	写し	
属する営業所	業務主任者の資格を証	業務主任者の資格を証	
	する書面の写し	する書面の写し	

登録申請者が未成年者の場合における法定代理人の 及び に係る事項に変更があった場合、 上記の添付書類のほか、「誓約書」の提出が必要

登録後の注意事項

屋外広告業登録証、屋外広告業者登録簿

- ・登録手続完了後、申請者に「屋外広告業登録証」を送付します。
- (特例届出の場合、届出受理後、「特例屋外広告業届出済証」を送付します)
- ・登録申請の内容は、「**屋外広告業者登録簿**(様式第22号)」に登載します。
- ・登録簿は福井市建設部監理課内で一般の閲覧に供します。

登録業者の義務

1 標識の掲示

屋外広告業者は、営業を行う営業所ごとに、公衆の見やすい場所に「**屋外広告業者登録票**(様式第32号)」を掲示しなければなりません。

・「屋外広告業者登録票」には、氏名・名称・商号、代表者氏名、登録番号・登録年月日、営業所名、業務主任者の氏名を記載します。

2 帳簿の備付け

屋外広告業者(特例届出業者を含む)は、営業所ごとに次の事項を記載した帳簿 を備え、保存しなければなりません。

帳簿に記載する事項

- ・発注者の氏名及び住所
- ・広告物等の表示又は設置場所
- ・広告物の名称(又は種類)及び数量
- ・広告物の表示又は設置の年月日
- ・請負金額

帳簿は各事業年度の末日をもって閉鎖し、閉鎖後 5 年間、当該営業所に保存しなければなりません。

3 業務主任者の選任

屋外広告業者(特例届出業者を含む)は、営業所ごとに次の資格を持った人の中から業務主任者を選任する必要があります。

- ・屋外広告士(登録試験機関が実施する試験の合格者)
- ・屋外広告物等講習会の修了者(都道府県、政令市、中核市が実施する講習会)
- ・職業能力開発促進法による職業訓練指導員免許を有する者 (免許職種は広告美術科に限る)
- ・職業能力開発促進法による技能検定合格者 (検定職種は広告美術仕上げに限る)
- ・職業能力開発促進法による職業訓練修了者 (訓練科は広告美術科に限る)

業務主任者の業務

業務主任者は以下の業務の総括を行います。

広告物の設置に係る法令の規定の遵守に関すること 広告物の設置に関する工事の適正な施工や安全の確保に関すること 営業に関する帳簿の記載・保存に関すること

4 廃業の届出

屋外広告業を廃業したときは、30日以内に廃業の届出(「**屋外広告業廃業等届** 出書(様式第27号)」)が必要です。

また、特例届出業者の場合、福井市域での屋外広告業を廃止したときは、「特例 屋外広告業廃止等届出書(様式第36号)」の提出が必要です。

届出は次の方が行ってください。

廃業等の届出事由	届出をする人
死亡した場合	その相続人
法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であった者
法人が破産により解散した場合	その破産管財人
法人が合併及び破産以外の理由によ	その清算人
り解散した場合	
本市の区域内において屋外広告業を	屋外広告業者であった個人、又は屋外
廃止した場合	広告業者であった法人を代表する役員

なお、上記の廃業等の届出事由に該当するに至ったときは、登録はその効力を失い、屋外広告業者登録簿からその登録が抹消されます。

行政処分・罰則

1.指導・助言・勧告

良好な景観の形成、風致の維持、又は公衆に対する危害の防止のために、福井市の区域内で屋外広告業を営む者に対し、必要な指導・助言・勧告を行うことがあります。(登録業者、特例届出業者に限りません)

2.報告と検査

市長は、福井市の区域内で屋外広告業を営む者(登録業者・特例届出業者を問わず)から、条例の施行に必要な限度において、その営業につき報告を求めたり、営業所その他営業に関係のある場所へ立ち入り、帳簿その他の物件の検査を行ったり、その関係者に質問を行うことがあります。

3.登録の取消し・営業の停止

登録業者が次の事項に該当するときは、その登録を取り消したり、6 カ月以内の期間でその営業の全部又は一部の停止を命じたりすることがあります。

- ・不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき
- ・登録の拒否要件〔(P5)3 登録の拒否(2)(4)~(7) 〕のいずれかに該当することになったとき
- ・登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
- ・上記のほか、福井市屋外広告物条例若しくは屋外広告物法に基づく他の 地方公共団体の条例又はこれらの条例に基づく処分に違反したとき
- ()特例届出業者が、登録の拒否要件に該当した場合や、福井市及び他都市の屋外広告物法に基づく条例に違反した場合は、6カ月以内の期間でその営業の全部 又は一部の停止を命じたりすることがあります。

上記の処分がなされた場合、「屋外広告業者監督処分簿」にその内容が登載され、 一般の閲覧に供されます。

また、登録業者がその登録を取り消されたときは、屋外広告業者登録簿からその登録が抹消されます。

屋外広告業登録の手引き(福井市)

屋外広告業の登録申請様式集

(福井市屋外広告物条例施行規則 様式)

様式一覧

- <特例届出に必要な書類>
 - ・特例屋外広告業届出書(表、裏)[様式第33号]
- <登録申請に必要な書類>
 - ・屋外広告業登録申請書(表、裏)[様式第19号]
 - ・誓約書[様式第20号]
 - ・登録申請者(本人・法人の役員・法定代理人・法定代理人(法人)の役員)の 略歴書[様式第21号]
- < 登録後に作成する必要がある書類 >
 - ・屋外広告業者登録票[様式第32号]

年 月 日

福井市長 あて

届出者 住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

特例屋外広告業届出書

福井市屋外広告物条例第45条第3項前段の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

届出	番号		福井市	;特例屋外広告業 原	雷出第	号
法人・個)	人の別	1	法人	2	個人	
フ リ :	ガナ					
氏	名					
(法人にあっ ⁻	ては、そ					
の商号又は名称	称並びに					
代表者の氏名が	及び生年					
月日)						
		郵便番	号(-)		
住	所					
(法人にあっ ⁻	ては、主					
たる事務所の所	f在地)					
				電話番号 ()	-
	営業所の)名称		営業所の所在地	!	電話番号
1 福井市の						
区域内にお						
いて営業を						
行う営業所						
の名称及び						
所在地						

2 業務主任者 の氏名及び所属 する営業所の名 称	所属営業所名	氏	名	備	\$
3 福井県屋外 広告物条例第3 0条に基づく登 録番号及び登録 年月日	登録番号	· 号		全 全録年月日 月	日
4 他の地方公 共団体(福井県 を除く。)にお ける登録番号	登録を受けた地方公共団体名	登録	年月日	登録番	·号

注

- 1 届出者(届出者が法人であるときは、その代表者)が氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 印のある欄は記入しないでください。
- 3 「法人・個人の別」の欄は、該当するものに 印を付してください。
- 4 規則第42条第1項各号に掲げる書類を添付してください。

様式第19号(第29条関係)

年 月 日

福井市長 あて

申請者 住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

屋外広告業登録申請書

屋外広告業の登録を受けたいので、福井市屋外広告物条例第32条第1項の規定により、次のとおり申請します。

蒸台 页	新規	登 釒	录番号	福井	市屋外	小広告美	業登錄	禄第	号
登録の種類	更新	登録	:年月日		年		月	日	
フリガナ 氏 名及び生 ^年	∓ 月日								
(法人にあっては、	その商号								
又は名称、代表	当の氏名	生年月	月日		年	J	目	日	
及び生年月日)		法人	・個人の別	剖	1	法人	2	個人	
住	所	郵便都	番号 (-)			
(法人にあって)	は、主た								
る事務所の所存	生地)		電記	活番号 (,)	-		
1 福井市の区均	1 営業所(の名称	営業	所の	所 在	地		業務主任	者の 名
内にのいて言う を行う営業所の			郵便番号(-)		l	-0	
名称及び所在は				電話番号(,	_			
並びに業務主任	£		郵便番号 (_			
者の氏名									
			郵便番号(電話番号 (-)	-			
			14. 区田 1		,				
			1	電話番号 ()	-			

2 法人である場合の 役員(業務を執行す	l 職名	フリガナ 氏 名
る社員、取締役又は これらに準ずる者。 以下同じ。)の職名 及び氏名		
3 未成年者である場合の法定代理人の氏名、商号又は名称及び住所	氏 名及び生年月日 (法人にあっては、その商号又	
	住 所 (法人にあっては、主た る事務所の所在地)	郵便番号(-) 電話番号() -
4 法定代理人が法人 である場合の役員の	l 職名	フリガナ 氏 名
職名及び氏名		
5 他の地方公共団 体における登録番 号		登録年月日登録番号

注

- 1 申請者(申請者が法人であるときは、その代表者)が氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 印のある欄は、新規登録の場合には記入しないでください。
- 3 「登録の種類」の欄及び「法人・個人の別」の欄は、それぞれ該当するものに 印を付してください。

福井市長 あて

誓約 書

登録申請者、その役員及び法定代理人(法定代理人が法人である場合にはその役員を含む。) は、福井市屋外広告物条例第34条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

(法人の申請者にあっては、名称及び代表者の氏名)

注 申請者(申請者が法人であるときは、その代表者)が氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

略 歴 書

本人 の役員 の法定代理人 の法定代理人(法人)の役員

	Ī	郎便	:番号 (-)								
沂																
							電話	番号	1 ()		-			
フ リ	ガ															
	期		間			職	務	内	容	又	は	業	務	内	容	
		~														
		~														
		~														
		~														
	年	月	日			賞		罰		(の		内		容	
			上記	のとお			F]	tん。 日							
		ガリガ	新 フリガナ 期 ~ ~	フリガナ 名 期 間 ~ ~ 年月日	が フリガナ名 期間 ~ ~ 年月日	所 ガナ名 期 間 ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	所 ガナ名 期 間 職 で で で 子 月 日 賞 上記のとおり相違	所 電話 で	電話番号 フリガナ名 期間 職務内 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	電話番号(フリガナ名 期間 職務内容 - ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	電話番号(フリガナ名 期間 職務内容又 インター・インター・インター・インター・インター・インター・インター・インター・	電話番号() 生活	電話番号()	電話番号() - では	電話番号() - で	電話番号() - で

注

1 「 本人

の役員

については、いずれか該当するものを で囲んでく

の法定代理人ださい。

の法定代理人(法人)の役員」

- 2 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載してください。
- 3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第32号(第40条関係)

国	置外広告業者登録票	
フリガナ 氏 名 (法人にあっては、その商 号又は名称及び代表者の 氏名)		28 セン
登録番号	福井市屋外広告業登録第 号	センチメー
登録年月日	年 月 日	トル以
営業所 <u>の</u> 名 <u>称</u>		
業務主任者の氏名		
40	センチメートル	

様式第33号(第42条関係)

年 月 日

福井市長 あて

営業所の住所と異なる場合、当該欄には自 宅の住所又は登記簿上の所在地をご記入く ださい 届出者 住町 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

特例屋外広告業届出書

福井市屋外広告物条例第45条第3項前段の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け 個人事業者の方は、こちらに商

出ます。 号をご記入ください。 届 出 番 号 福井市特例屋外広告業届出第 法人・個人の別 1 法人 2 個人 フ IJ ガ ナ Æ 名 (法人にあっては、そ の商号又は名称並びに 代表者の氏名及び生年 月日) 郵便番号(住 所 (法人にあっては、 こちらの欄には営業所の住所を ご記入ください。 電話番号(営業所の名称 営業所の所在地 電話番号 1 福井市の 本店 区域内にお いて営業を 事業所が1箇所のみの場合、営業所名「本店」と 行う営業所 ご記入ください。 の名称及び なお、事業所が福井市外のみの場合も記入が必要 所在地 です(所属従業員が福井市内で営業を行う営業所は 全てご記入ください。) 営業所が多く記入できない場合、別 紙で一覧を添付してください。

2 業務主任者	所属営業所名	氏	名	備 考		
の氏名及び所属する営業所の名称	場合も記力	へが必要で D氏名及び	する営業所が福 す(福井市内で 所属する営業所	営業を行う業		
	登録番号		登	録年月日		
3 福井県屋外 広告物条例第3 0条に基づく登 録番号及び登録 年月日	福井県屋外広告業登録第	등 号	年	月 日		
4 他の地方公	登録を受けた地方公共団体名	登録	年月日	登録番号		
共団体(福井県 を除く。)にお ける登録番号						
登録を受けている地方公共団体が多く記入できな い場合、別紙で一覧を添付してください。						

注

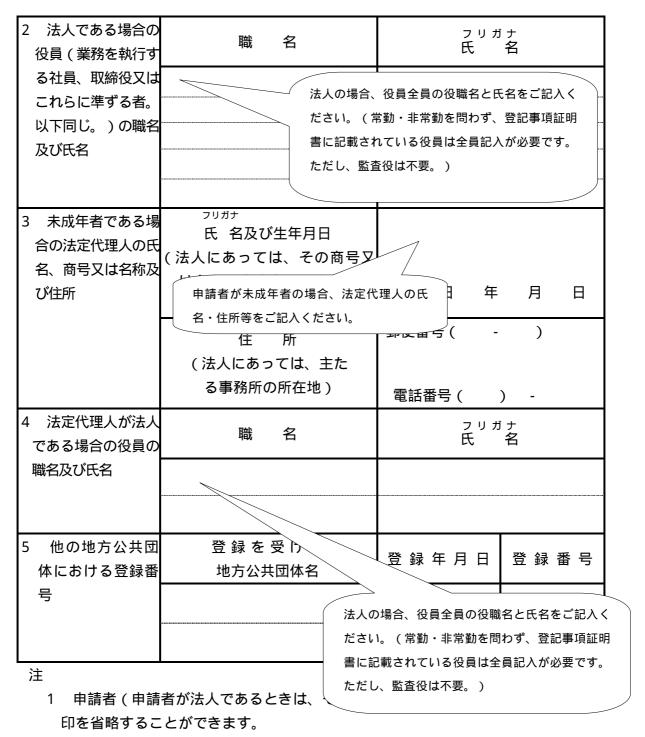
- 1 届出者(届出者が法人であるときは、その代表者)が氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 印のある欄は記入しないでください。
- 3 「法人・個人の別」の欄は、該当するものに 印を付してください。
- 4 規則第42条第1項各号に掲げる書類を添付してください。

様式第19号(第29条関係)

年 月 日

福井市長 あて

			1詰者	住區				
営業所の	D住所と異なる場合、こ	5		(法人に	あっては、主た	る事務	所の所在地)	
らの欄に	こは自宅の住所又は登記	簿					-	
上の所在	生地をご記入ください			氏名				
				(法人に	あっては、名称	及び代	え 表者の氏名)	
更新時間	こは、こちらに 最初 の登	録	屋外位	5.告業登録	申請書			
年月日を	をご記入ください							
	座外 仏古兼 🏎 ブ	受けたい	ので、ネネ	晶井市屋夘	卜広告物条例第 3	3	* 4 TE A +O TO I = L 13	
次	のとおり申請します						事業者の方は、こちらに .	こ商
	登録の種類	新規	登	番号	福井市屋外	号を	ご記入ください。	
		更新	登録	年月日	年	_/	目	
	フリガナ 氏 名及び生年	■月日						
	(法人にあっては、	その商号						
	· 又は名称、代表者	香の氏名	生年	月日	年	月	B	
	及び生年月日)			・個人の 別	-		2 個人	
	住	所		番号 ()		
	ー (法人にあってに		J 1	ш Ј (,		
	(72711237							
	ちらの欄には営業所の信	所を		電記	括番号 ()	-	
_ こii	記入ください。						 業務主任者の	
	内において営業	営業所の	の名称	営業	所の所在	地	氏 名	
	を行う営業所の			郵便番号(-)			
	名称及び所在地	本原	5	-	電話番号() -			
	並びに業務主任	E			電話番号() - 			
	者の氏名							
				事業所	fが 1 箇所のみの [‡]	易合、営	業所名「 本店 」	
営	業所が多い場合、別紙で	三		とご記入	ください。			
を決	忝付してください。			なお、	事業所が県外のみ	・の場合:	も記入が必要で	
			$\overline{}$	す(所属	属従業員が福井県内	で営業	を行う営業所は	
				全てご記	己入ください。)			



- 2 印のある欄は、新規登録の場合には記入しないでください。
- 3 「登録の種類」の欄及び「法人・個人の別」の欄は、それぞれ該当するものに 印を付してください。

様式第20号(第30条関係)

福井市長 あて

誓約 書

登録申請者、その役員及び法定代理人(法定代理人が法人である場合にはその役員を含む。) は、福井市屋外広告物条例第34条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

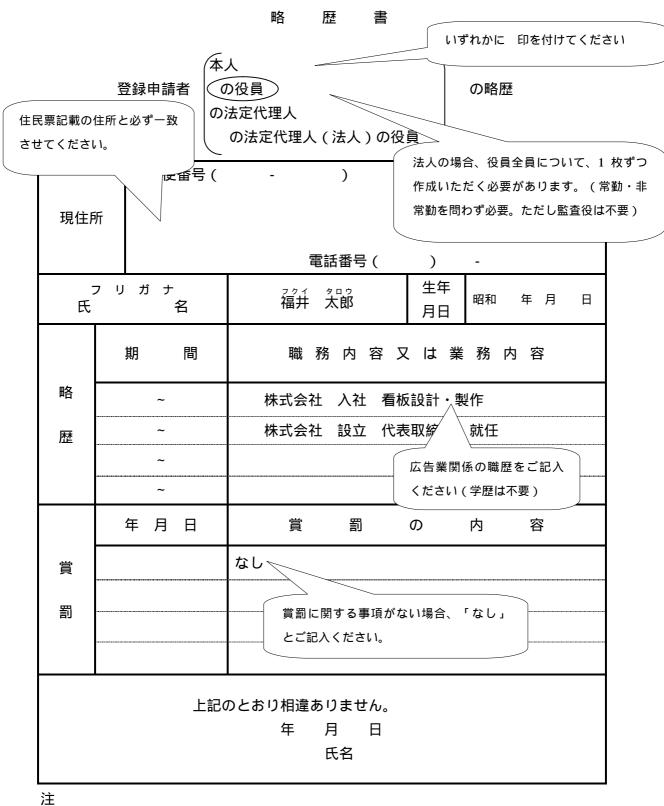
年 月 日

申請者

人の申請者にあっては、名称及び代表者の氏名)

誓約書については、法人の場合でも代表者 が1名ご記入いただければ結構です。

注 申請者(申請者が法人であるときは、その代表者)が氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。



1 「本人

の役員

については、いずれか該当するものを で囲んでく

ださい。 の法定代理人

の法定代理人(法人)の役員」

- 2 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載してください。
- 3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第32号(第40条関係)

登録票は、屋外広告業の登録完了後に作成 いただくものです。全ての営業所に掲示して ください。

Į.	屋外広告業者登録票	
フリガナ 氏 名 (法人にあっては、その商 号又は名称及び代表者の 氏名)		28 セン
登録番号	福井市屋外広告業登録第 号	センチメー
登録年月日	年 月 日	トル以
営業所 <u>の</u> 名 <u>称</u>		
業務主任者の氏名		
40) センチメートル	

お問い合わせ先

福井市建設部監理課

〒910-8511 福井市大手 3 丁目 10 番 1 号

電話 0776 20 5555

E-mail kanri@city.fukui.lg.jp

福井市建設部監理課のホームページでは、福井市の屋外広告物規制の内容確認や条例・様式のダウンロードができますので、ご利用ください。

監理課 HP: http://www.city.fukui.lg.jp/dept/d380/kanri/index.html